

管理番号 (事務局記入欄)	①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須)	⑩特記事項 (任意)
94	一般社団法人新経済連盟	Japan Ahead	全国どこでも	<p>1. 最先端社会・スマートネーションを生み出すための環境整備 (1)新産業創出のための規制改革 ◇シェアリングエコノミーの実現／遊休資産の有効活用 ・訪日外国人を1億人にするためのプロジェクト遂行 ⇒ 移動手段・宿泊手段の提供 ・少子高齢化対応 ⇒ 介護施設の有効活用、ベビーシッターサービス提供 ・新しい働き方対応 ⇒ すきま時間を活用した専業主婦・主夫や高齢者の労働 ◇新サービス(自動運転等)への対応</p> <p>2. 世界で戦える環境の整備 (1)企業の単体財務諸表及び税務申告上の会計利益にIFRSの使用を認める。 (2)時間にとらわれない新たな労働制度を構築する。</p>	<p>1- (1) ◇シェアリングエコノミーの実現／遊休資産の有効活用 所有型から共有型へという人々のライフスタイルの変化に合った経済活動をしやすいとすることで、次なる経済成長の核の一つとする。 ◇新サービス(自動運転等)への対応 自動運転については、運転の安全性の向上、混雑緩和など社会的課題の解決とともに、新サービスを実現するための関連産業が勃興する。</p> <p>2- (1)IFRSと日本基準の両方を作成する負担をなくし、国内におけるIFRS使用の拡大を促すことにより、我が国企業が世界で戦うための土俵をつくる。 2- (2)雇用主においては、従業員が出した成果に応じた合理的な業務評価ができるようになり、従業員においては、より柔軟で自分のライフスタイルに合った働き方が可能となる。</p>	<p>1- (1) ◇シェアリングエコノミーの実現／遊休資産の有効活用 現行法は、空き家や個人宅の空き部屋等を個人レベルで料金をとって他人に短期間貸したり、個人が自家用車を用いて運賃の支払いを受けてライドシェアリングを行ったりすることを想定しておらず、我が国でこれを行うと違法と判断される可能性がある。また、金融商品取引法の改正により、本年5月より、投資型クラウドファンディングの利用促進のための制度が施行される。参入要件の緩和が行われているものの、参入要件の緩和(兼業規制等を課さないことと非上場株式の勧誘の解禁)を得られる条件が、小額のもののみを扱う事業者限定されている(発行総額1億円未満、1人当たり投資額50万円以下)。 ◇新サービス(自動運転等への対応) 現行の道路交通法は、車両等の運転には運転者の存在及び運転者による適正な制御を必要としており、現行の法令のままでは公道における自動運転走行ができないと考えられる。</p> <p>2- (1)現在、単体財務諸表及び税務申告においてIFRS適用が認められていないため、連結財務諸表をIFRSで作成しても、単体・税務申告は日本基準で作成し直さなければならない。 2- (2)グローバル化に伴う地球時間への対応、時間や場所の制約を受けない柔軟なワークスタイル、成果に基づく業績評価など、現行の硬直した労働法制に馴染まない職種、仕事、働き方が拡大しているが、それらに十分対応できていない。</p>	<p>1- (1) ◇シェアリングエコノミーの実現／遊休資産の有効活用 道路運送法第4条、78条、80条、道路運送法施行規則第52条、旅館業法第3条第1項、金融関連法令、金融商品取引法第29条の4の2、日本証券業協会自主規制規則 等 ◇新サービス(自動運転等)への対応 道路運送法第70条</p> <p>2- (1)金融商品取引法第24条、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条、会社法第435条第2項、会社計算規則第59条、法人税法第74条第1項第6号、法人税法施行規則第34条 2- (2)労働基準法第32条、34条、35条、37条等</p>	<p>1- (1) ◇シェアリングエコノミーの実現／遊休資産の有効活用 自家用資産をネット上でマッチングされる等、有償での各種シェア・サービスを合法的に行なうことができるように関係法令等を整備する。 旅館業法については、空き家や個人宅の有償での短期貸付にかかる許可を不要とすることや、許可要件の緩和等により、空き家や個人宅のシェアを行えるよう措置する。 投資型クラウドファンディングについては、発行総額1億円基準の引き上げ、一人当たり投資額50万円基準の引き上げを行う。 ◇新サービス(自動運転等)への対応 自動走行に関する特区での公道実証実験については、一定の条件を付けた上で、道路交通法第70条に規定されている車両等の運転者に義務付けされている安全操作履行義務等の適用をしないこととする。</p> <p>2- (1)単体財務諸表及び税務申告上の会計利益でIFRS使用を認める。 2- (2)「ベンチャー企業」「知識社会型対応企業」等の企業類型を設定し、これらに該当する企業は、企業単位で、労働時間・休日・休憩・割増賃金がいずれも適用されない新たな労働時間制度を適用できるようにする。その際、健康診断の複数受診の推進、産業医によるコンサルテーションの積極活用等、従業員の健康管理の枠組みを整備させる。</p>	

管理番号 (事務局記入欄)	①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須)	⑩特記事項 (任意)
				<p>3. イノベーションを起こすグローバル人材の育成 (1)プログラミング教育の充実 ・21世紀型素養として小学校から必修科目に【規制緩和・制度改革】 ・プログラミングを活用して起業するスター人材の育成(海外への留学強化など)【必要に応じて規制緩和・制度改革】 ・高校の科目「情報」で大学受験できるようにする【規制緩和・制度改革】 (2)英語教育の充実(アジアの中でトップクラスを目指す) ・大学入試に民間の外部試験を活用【規制緩和・制度改革】 ・小学校低学年からの早期教育の実施と高学年での授業数の増加及び教科化【規制緩和・制度改革】 (3)学校改革 ・デジタル教科書を認める。【規制緩和・制度改革】 ・外部の優秀な人材を活用するため教員免許を弾力化するための法的整備を行う。【規制緩和・制度改革】 (4)株式会社立学校 ・株式会社立の学校については、会社法人と学校法人との経営・運営面におけるイコールフットINGを確保する。</p>	<p>3- (1) 子供たちが、十分なIT知識と論理的思考能力を得、将来的な起業などグローバル人材に必要な素養を備えることができる。 3- (2) 早期教育によって、抵抗感なくコミュニケーションとしての英語を身につけるための基礎環境をつくる。 3- (3) デジタル化された教科書を普及させることにより、子供一人ひとりの習熟度に応じた個別学習、子供が互いに教え合い学び合う協働学習、教師による学習履歴の活用や情報共有等の可能性が広がる。 また、教員免許は持たないが特定分野の教育に長けているスペシャリストに教科全体を単独で担当してもらう、ということが可能になり、従来にはない独創的、実際的な授業・生徒指導・生徒評価等が期待できる。特に英語や情報の授業においては社会での実務経験豊富な人材が教員となることにより、グローバル感覚やビジネスマインドを養うことに役立つ。 3- (4) 学校現場に、従来の枠を超えた民間活力による新たな発想・アイデアを生み出し、多様な教育を実現、促進する。</p>	<p>3- (1) 子供たちが学校教育の場でプログラミングを学ぶ機会が殆どなく、グローバル人材育成のための基礎的土壌をつくるのに不十分。 3- (2) 語学は早く始めるほど身に付く度合いが高まると考えられるが、現在は小学校低学年からの教育には至っていない。 3- (3) デジタル化された「教科書」は現在の制度では教科書と認められず、それ故に、教科書の権利制限規定や無償給与に該当しない。これにより、電子教科書は普及が進まず、デジタル化によってもたらされると考え得る新たな教育の可能性が阻害されている。また、現在の制度(特別非常勤講師・特別免許状・外国語指導助手を含む)では、教員免許を持っていないが、特定科目の教育に関する高度なノウハウを有する人材を学校教育の場で継続的に有効活用することが難しい。 3- (4) 現在、「構造改革特区」として認められた株式会社立学校が存在するが、学校法人と異なり、法人税が課税され、また私学助成金の対象ともならないため、多くは比較的成本のかからない通信制を選択し企業努力による学校経営を行っている。学校運営・指導面においてこのような株式会社立通信制の学校に関しては、学校教育法上は第1条校としての取扱いながら、特区法上の面接・試験・添削等の指導を特区内で行なうべきという指導が為されており、他の学校法人の広域通信制高校で認められている協力校の制度も適用されない。</p>	<p>3- (1) 小学校学習指導要領、小学校学習指導要領解説、中学校学習指導要領、中学校学習指導要領解説 3- (2) 小学校学習指導要領、小学校学習指導要領解説 3- (3) 学校教育法第34条、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第3条、著作権法第33条、教科書の発行に関する臨時措置法第3条、学校教育法第34条第2項、学校教育法第5条、教育職員免許法第3条等 3- (4) 構造改革特別区域法 規制の特例措置816番(「学校設置会社による学校設置事業」)</p>	<p>3- (1) 公立の小中学校においてプログラミング教育を、一定の時間を定期的に確保する方向で必修とする。 3- (2) 小学校低学年から英語を必修化する。 3- (3) デジタル化された教科書を学校教育法等上の教科書と認める。 また、英語・情報等の特定教科で、教員免許を持たない者でも、経験・意欲等、一定の条件を満たす場合は、本人の申請により、みなし教員免許を付与する仕組みを法令上整備する。 3- (4) ① 構造改革特区で認められている株式会社立の学校について、他の学校法人同様に法人税の減免措置を講ずる。 ② 構造改革特区で認められている株式会社立通信制高校について、特区外での活動を可能とするため、制度の全国展開をする。</p>	
				<p>4. 超観光立国の実現 (1) 大規模イベントにおける道路使用許可及び広告表示規制の弾力化</p>	<p>4- (1) 道路を柔軟に使用できるようにすることにより、大規模イベントの開催が容易となり、都市の魅力向上、世界に発信し得る新たなソフトパワーの育成等につながる。</p>	<p>4- (1) 催事開催における道路使用のルールが不明確であり、例えば、歩行者天国が行なわれていても、当該道路で催事の開催が認められないケースがある。また協賛・協力社の開催当日の広告表示にも規制があり、なかなか意図した広告が表示できない。</p>	<p>4- (1) 道路交通法第76条、77条</p>	<p>4- (1) 催事開催のための道路使用許可については、歩行者天国を行なっている場合は原則許可するなど、開催を容易化する方向で規制の緩和を行なう。広告表示についても、広告の形状、色、大きさ等に関する規制を大幅に緩和する。</p>	